

# 金沢労働基準監督署からのお知らせ

## ～職場における労働衛生基準が変わります～

令和3年12月に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。改正内容は以下のとおりです。

### 作業面の照度【事務所則第10条】（令和4年12月施行）

現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられます。

#### 改正の内容

- （1）作業の区分を「**一般的な事務作業**」及び「**付随的な事務作業**」の2区分に変更すること。
- （2）照度基準については、一般的な事務作業においては**300ルクス以上**、付随的な事務作業においては**150ルクス以上**とすること。

現行

作業の区分	基準
精密な作業	三百ルクス以上
普通の作業	百五十ルクス以上
粗な作業	七十ルクス以上

改正後

作業の区分	基準
一般的な事務作業	三百ルクス以上
付随的な事務作業	百五十ルクス以上

※精密な作業を行うときは、JIS Z9110等を参照し、対応する作業に応じてより高い照度を事業場で定める。

### 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】（令和3年12月施行）

新たに「独立個室型の便所」が法令で位置付けられます。

便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されます。

なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。

#### 現行

現在の事務所則第17条第1項においては、以下の事項等が規定されている。

事業者は、次に定めるところにより便所を設けなければならない。

- 男性用と女性用に区別すること。
- 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者六十人以内ごとに一個以上とすること。
- 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者三十人以内ごとに一個以上とすること。
- 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者二十人以内ごとに一個以上とすること。

#### 改正の内容

##### （1）基本方針

男性用と女性用に区別して設けることが原則であること。

##### （2）少人数の事務所における例外

同時に就業する労働者が常時十人以内である場合は、現行で求めている、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りることとする。

##### （3）男性用と女性用に区別した便所を各々設置した上で付加的に設ける便所の取扱い

男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したもの※として取り扱うことができるものとする。

※男性用大便所又は女性用便所の便房の数若しくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ十人ずつ減ることができることとする。

## 救急用具の内容【安衛則第 634 条】（令和 4 年 12 月施行）

作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなります。

### 現行

現在、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）においては以下のとおり規定されている。

（救急用具）

第六百三十三条 事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

2 事業者は、前項の救急用具及び材料を常時清潔に保たなければならない。

（救急用具の内容）

第六百三十四条 事業者は、前条第一項の救急用具及び材料として、少なくとも、次の品目を備えなければならない。

- 一 ほふ帯材料、ピンセット及び消毒薬
- 二 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- 三 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

### 改正の内容

**安衛則第633条において事業者に備えることを求めている救急用具に関し、少なくとも備えなければならない品目を定めている安衛則第634条を削除する。**

「負傷者の手当に必要な救急用具及び材料」の備え付けについて、事業場において労働災害等により労働者が負傷し、又は疾病にり患した場合には、その場で応急手当を行うことよりも速やかに医療機関に搬送することが基本であること及び事業場ごとに負傷や疾病の発生状況が異なることから、事業場に一律に備えなければならない品目についての規定は削除することとする。